

練馬区活動交流室管理運営要綱

平成15年12月19日

練保障発第227号

(目的)

第1条 この要綱は、活動交流室の地域住民等の利用について、練馬区立障害者自立支援施設条例（平成18年12月練馬区条例第76号）および練馬区立障害者自立支援施設条例施行規則（平成19年3月練馬区規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、地域住民等の活動の場および障害者と地域住民等との交流の場を提供し、もって区民生活の向上および地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

活動交流室 貫井活動交流室およびしらゆり活動交流室をいう。

貫井活動交流室 練馬区立貫井福祉園に設置する活動交流室1、活動交流室2および活動交流室（和室）をいう。

しらゆり活動交流室 練馬区立しらゆり荘に設置する活動交流室をいう。

2 この要綱において「利用対象者」とは、前項に規定する活動交流室を中心におおむね半径700mの範囲内の地域に在住、在勤または在学する者をいう。

(一般の利用に供する時間等)

第3条 活動交流室を一般の利用に供する日および時間は、別表第1のとおりとする。

ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(団体登録)

第4条 活動交流室を利用しようとする者は、あらかじめ団体登録をしなければならない。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項に規定する団体登録をできる団体は、つぎに掲げる要件をすべて備える団体とする。

団体の構成員は、5名以上で構成され、その5割以上が利用対象者であること。

団体の代表者が利用対象者であり、20歳以上であること。

団体の構成員の中に20歳以上の者が2名以上いること。

地域活動を目的とした団体であって、つぎに掲げる活動を目的としたものではないこと。

ア 営利活動

イ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある活動

ウ 活動交流室の管理上支障が生じるおそれがある活動

エ その他区長が不相当と認めた活動

3 空き室がある場合は、前項に規定する登録団体以外に、他の区立施設登録団体に限り、利用を可能とする。

(団体登録の手続き)

第5条 団体登録を受けようとする団体は、団体登録申請書(第1号様式)に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

団体の規約等

構成員名簿(第2号様式)

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、団体登録を承認したときは、当該団体に団体登録証(第3号様式または第3号様式の2)を交付するものとし、また別表第3の6の項に規定する使用料の免除団体については、団体登録証(第3号様式の3または第3号様式の4)を交付するものとする。

(団体登録の有効期間)

第6条 団体登録の有効期間は、おおむね2年度を単位として設定する期間とする。

2 団体が有効期間満了後も引き続き利用を希望する場合は、登録の更新の手続きを行わなければならない。

3 登録の更新の受付は、原則として有効期間終了年度末日の2か月前から行う。

(届出事由)

第7条 団体登録を承認された団体(以下「登録団体」という。)は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、区長に届け出なければならない。

団体を解散した場合

団体登録申請書の記載内容に変更が生じた場合

構成員の概ね3割以上に変更が生じた場合

(利用回数の制限)

第 8 条 活動交流室の利用回数は、同一登録団体につき、同一月に 6 枠を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用の前日に空き室の利用申請を行う場合の利用については、利用回数の制限を受けないものとする。

(利用の手続)

第 9 条 活動交流室を利用しようとする登録団体は、利用日の属する月の前々月の最初の平日（ただし、1 月については別途定める。）から利用日の前日までに、利用・使用料減免申請書（第 4 号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める申請書の受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 3 毎月の最初の平日（ただし、1 月については別途定める。）においては、午前 11 時から、抽選の方法によって受付順序を決定するものとする。
- 4 官公署が行政目的で施設の利用の申請をする場合および区内の団体が行政活動の協力等の目的で利用する場合の利用申請書の提出期限は、利用予定日の 6 月前の日から利用予定日の前日までとする。

(利用承認の要件)

第 10 条 区長は、登録団体による利用の申請がつぎに掲げる要件を備えている場合は、利用の承認を行うものとする。

第 8 条に定める利用回数の制限に抵触していないこと。

すでに他団体に対する利用承認がなされていないこと。

この要綱または区長の指示に違反するおそれがないこと。

- 2 区長は、申請を受けた利用の目的が、第 4 条第 2 項第 4 号アからエまでに掲げるものに該当する活動であると認めるときは、利用を承認しないものとする。

(利用の承認)

第 11 条 区長は、活動交流室の利用を承認したときは、利用・使用料減免承認書（第 5 号様式。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

- 2 活動交流室の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が施設を利用しようとするときは、別表第 2 に規定する使用料を前納のうえ、承認書を提示しなければならない。

3 使用料は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、第1項の規定により利用の承認を受けた活動交流室において納付することとする。この時間帯において納付することが困難な場合は、区が発行する納付書により金融機関等であらかじめ納付し、利用の際、その領収書を提示しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、別表第3のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、原則として還付しない。

(利用承認の取消し等)

第14条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

利用の目的または条件に違反したとき。

この要綱または区長の指示に違反したとき。

災害等により施設を利用することができなくなったとき。

前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、活動交流室の利用に際し、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(運営協議会)

第17条 各活動交流室の管理および運営について検討および協議を行うため、運営協議会を設置する。運営協議会の組織、運営方法等については、運営協議会設置規約に定めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。ただし、第4条から第14条までの規定は、平成15年12月21日から施行する。

付 則（平成22年4月14日22練福障第35号）

この要綱は、平成22年4月14日から施行し、同年4月1日より適用する。

付 則（平成24年6月22日24練福障第346号）

- 1 この要綱は、平成24年6月22日から施行し、同年6月1日より適用する。
- 2 この要綱による改正後の練馬区活動交流室管理運営要綱の規定は、平成24年6月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の練馬区活動交流室管理運営要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所用の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成25年3月28日24練福障第2058号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年2月10日26練福障第1797号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月20日29練福障第454号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則（平成29年12月18日29練福障第1539号）

- 1 この要綱は、平成29年12月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の第3号様式または第3号様式の2による団体登録証で現に効力を有するものは、その有効期間内に限り、改正後の第3号様式、第3号様式の2、第3号様式の3または第3号様式の4による団体登録証とみなす。

付 則（令和2年12月10日2練福障第1348号）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業（この要綱の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設を利用する場合の使用料の減額については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

一般の利用に供しない日	開所時間	利用区分	利用時間
1 1月1日から同月3日 までおよび12月29日から 同月31日まで 2 木曜日(貫井活動交流 室に限る。)および火曜 日(しらゆり活動交流室 に限る。)	午前9時から 午後9時まで	午前	午前9時から正午まで
		午後A	午後1時から午後3時まで
		午後B	午後3時30分から 午後5時30分まで
		夜間	午後6時から午後9時まで

別表第 2 (第11条関係)

利用区分	午前	午後A	午後B	夜間
施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分から 午後5時30分まで	午後6時から 午後9時まで
貫井活動交流室 1	300円	200円	200円	300円
貫井活動交流室 2	300円	200円	200円	300円
貫井活動交流室(和 室)	300円	200円	200円	300円
しらゆり活動交流室	900円	600円	600円	900円

別表第 3 (第12条関係)

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 第17条に規定する運営協議会の会議のために利用するとき。	
3 官公署が行政目的のために利用するとき。	
4 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	
5 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学 校が教育目的のために利用するとき。	
6 第5条の規定により登録を受けた団体で、構成員の半数以上	

を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
7 区が後援する事業で利用するとき。	5 割減額
8 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
9 別に定める区内の公共的団体が本来の活動目的で利用するとき。	
10 第5条の規定により登録を受けた団体が、団体登録を受けた目的のために利用するとき。	
11 第5条の規定により登録を受けた団体で、構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める団体が利用するとき。	
12 第5条の規定により登録を受けた団体で、構成員の半数以上を65歳以上の者が占める団体が利用するとき。	
13 その他区長が特に必要があると認めるとき。	免除または5割減額